

病院図書室の整備



住友病院医学図書部長

杉本 顕 俊

I 組織づくり

病院図書室は、院内においても院外においても、多くの場合孤立している。

院内において、図書室専任職員数は「0」か「1」で、「2」以上は少なく、他の事務職員の兼任が多い。病院図書室の業務は他の事務系とあまり関係がない。図書委員会があっても、あまり活動していないことが多い。こうして、職員、業務とも院内では孤立無援であり、設備や予算が圧迫され、疎外されがちである。

院外においても、病院図書室は孤独である。全国組織はもち論、ごく限られた地域（例えば市町村単位）での連絡組織や資料交換組織さえもない。検査技師会やマッサージ師会があっても医学図書職員会（メディカル・ライブラリアン・アソシエーション）はない。大学図書館や医師会図書室などとの組織的な連携もなく、病院図書室職員は院外においても孤立している。

こうした状態を打開するため、6年前に、全国ではじめて近畿病院図書室協議会が結成された。加入病院、特に幹事病院職員の非常な努力によって、6年間の足跡には瞶目すべき成果がみられるが、今はそのことには触れない。ここでは、むしろ、欠陥や不備を反省

して、今後の発展に期待したい。

まず第1に、近畿地区という中途半端な区域設定のために、実務的な集団としては非常に不便が多いということである。本来ならば市や町を区域として、病院協会の図書室部会のようなものがあって、各区域における文献資料の交換や図書室職員の集会・連絡などが行なわれ、これら小地域集団が大地区の協議会ないし全国組織を形成するのが普通である。しかし近畿病図協には小地域集団が欠落しており、同じ町内、同じ市内の病院図書室が連絡網も組織も持たずに孤立している。そして近畿地区という漠然とした大区域の中で、約50病院が、病院機関（職員でなく）の任意加入の形で小集団を造っている現状である。

第2には、加入病院の地域差、病院規模（予算や職員）および医学図書の要求度や利用状況に差がありすぎることである。従って、加入病院の中で、同地域または同規模の病院をまとめても、せいぜい10病院ぐらいよりなる数個の小グループに分れてしまう。このために、協力が今一つ充分でない上に、役員や事務負担が一部の病院職員に偏りすぎの嫌いがある。

以上の2点を打開するためには、何よりも病院図書室の地域的な組織づくりと、加入病

院増加対策が並行して実施される必要があると思う。

またこうした対内的な活動と同時に、病院協会の図書室部会や医学図書館協会のような全国的な組織との協力関係をも求めていかなければならない。

II 施設の基準

病院図書室を充実し、機能を高めるためには、病院の規模に応じた施設の基準を明確にし、関係者の理解と努力が得られることが望ましい。現行の医療法第21条の「病院施設の基準」には、図書室について何の規定もない。医療法第22条の「総合病院の施設の基準」には、第21条の施設のほか、検査施設・病理解剖室・研究室・講義室の次に「五、図書室」があげられているが、その内容については何らの基準もない。

厚生省の「臨床研修病院の指定基準」の最後に「10 研究・研修に必要な施設、図書・雑誌の整備、及び病歴管理等が十分に行われていること……」という項があり、これをうけて「臨床研修病院の指定基準の運用」の「3 設備」のところに「(1) 基準10において、研究・研修に必要な図書・雑誌の整備が行われていることとしているが、その内容は、内外の専門図書及び雑誌を有し、かつ図書費として少くとも年額200万円以上計上されていること。また、十分な図書・雑誌の活用をはかるためには専任の職員を置くことが望ましい」とあって、はじめて病院図書室の内容に触れている。こうした内容が、研修病院の指定基準として適当かどうか、また一般病院や総合病院の図書室の基準は、どのようなものが適当か、という問題が残されたままである。

病院図書室の充実には、何としても病院開設者または管理者の理解が不可欠であろうが、

病院経理の実態からみて、必ずしも十分な理解が得られていない現状である。これを打開するためには、医療法の改正も含めて、少なくとも総合病院の施設基準の中で、図書室の内容について、一定の設置基準を制定することが望ましい。

日本内科学会・外科学会をはじめ多くの医学会が専門医制度を設けているが、専門医の研修病院の指定基準に図書室の内容まで規定したものはほとんどなく、わずかに日本整形外科学会認定専門医制度規約の「修練病院の資格」において「第14条3 修練病院は十分な臨床検査設備が必要で、専門図書を整備し、専門雑誌は外国雑誌2種以上、国内雑誌3種以上を備えることを必要とする」と規定しているのみみられるだけである。

こうした基準づくりは、法的なもののほかに、利用者や専任職員の立場から、例えばアンケート調査などにより、単行書・雑誌について、各科ごとに常備図書（必ず備えるべき図書）・準常備図書（できるだけ常備したい図書）・推奨図書（できれば備えたい図書）などのリストを作製して、各病院図書充実の指針とすることが望ましい。また専門図書や専門雑誌を各病院が分担して収集する方法も早急に検討すべきではないだろうか。こうした関係者の絶えざる努力が、病院管理者や利用者の理解と協力を引き出す原動力となることを期待している。

